

自然公園施設個別施設計画

施設類型	県民向け施設
整理番号	37
施設所管課	自然環境課

令和3年2月

❀福岡県❀

自然公園施設個別施設計画

目次

第1章	概要	1
	(1) 対象施設の概要	
	(2) 計画期間	
第2章	優先順位の考え方	5
	(1) 建築物における優先順位	
	(2) 公園施設における優先順位	
第3章	個別施設の状態等	6
	(1) 建築物の状態	
	(2) 公園施設の状態	
	(3) 建築物の目標耐用年数	
	(4) 公園施設の目標耐用年数	
第4章	対策の内容等	8
	(1) 改修・更新について	
	(2) 対策の内容等	
第5章	長寿命化のための基本方針	
	(1) 巡視・平時点検	
	(2) 健全度調査	

第1章 概要

(1) 対象施設の概要

自然公園施設の個別施設計画は、以下の施設を対象とします。

建築物と公園施設に分類し、公園施設はまた、バンガローや木造トイレ等の外壁が有る簡易建築物としての施設（公園①）と、四阿・パーゴラ・炊事棟等の外壁が無い施設（公園②）に分類します。

表 対象施設一覧

建物番号	施設名	建物名	建築年	築年数	延床面積	構造	施設種別			
							建築	公園①	公園②	
1	遠見ヶ鼻無料休憩所	便所・休憩所（遠見ヶ鼻）	H28	3	75.73	W		○		
2	平尾台吹上峠公衆便所	吹上峠公衆便所	H11	20	33.69	RC	○			
3	北九州国定公園（平尾台）	茶ヶ床園地四阿A	H20	11	20.25	W			○	
4		茶ヶ床園地四阿B	H20	11	20.25	W			○	
5		茶ヶ床園地四阿C	H20	11	20.25	W			○	
6		茶ヶ床園地四阿D	H20	11	20.25	W			○	
7		茶ヶ床園地公衆便所	H20	11	32.00	RC	○			
8		千貫岩駐車場四阿	H9	22	9.00	W			○	
9		吹上峠駐車場四阿	H9	22	9.00	W			○	
10		九州自然歩道（皿倉山～福智山コース）	荒宿荘	S48	46	51.00	その他（CB）		○	
11			福智山パイオトイレ	H18	13	15.00	W		○	
12	志賀島国民休暇村	志賀島第4休憩所	S55	40	50.00	RC	○			
13		志賀島第3休憩所	S55	40	51.00	RC	○			
14		志賀島トイレ1号	H1	30	30.03	RC	○			
15		志賀島トイレ2号	H4	28	40.80	RC	○			
16		四阿（展望園地奥）	H4	27	20.20	RC			○	
17		志賀島トイレ4号	H5	26	109.40	RC	○			
18		志賀島トイレ3号	H7	24	35.00	RC	○			
19		志賀島第2休憩所	H12	19	82.20	W		○		
20		四阿（トイレ3号近く）	H20	11	20.25	W			○	
21		四阿（ゴーカート場内）	H19	12	2.49	W			○	
22		四阿（ビジターセンター横）	H6	25		W			○	
23		展望台（最南端）	H5	26	21.60	RC			○	
24		展望台（最北端）	H4	28	19.60	RC			○	

表 対象施設一覧

建物 番号	施設名	建物名	建築 年	築年 数	延床 面積	構造	施設種別			
							建築	公園①	公園②	
25	耶馬日田英彦山国定公園（豊前）	管理棟横倉庫（求菩提野営場）	S55	39	26.90	W		○		
26		炊事棟（くぼてん横）	S55	39	35.10	W			○	
27		求菩提休憩所	S57	37	266.89	RC	○			
28		炊事棟（すまいる横）	S63	32	38.10	W			○	
29		倉庫（きょうこ並び）	S63	31	61.80	W		○		
30		炊事棟（やまびこ近く）	H1	30	38.11	W			○	
31		便所（かっこう上）	H1	30	29.40	RC	○			
32		便所（一番上）	H2	29	29.40	RC	○			
33		宿舎（かっこう）	H14	17	53.85	W		○		
34		宿舎（ほととぎす）	H14	17	53.85	W		○		
35		宿舎（おおるり）	H15	16	69.35	W		○		
36		四阿B（シャワー棟横）	H15	16	20.00	W			○	
37		四阿A（きょうこ横）	H15	16	12.00	W			○	
38		便所（管理棟上）	H22	9	49.81	RC	○			
39		宿舎（すまいる）	H23	8	67.73	W		○		
40		便所（求菩提駐車場）	H29	2	31.57	RC	○			
41		便所（犬ヶ岳駐車場）	H13	18	26.00	W		○		
42		炊事棟（あざれ近く）	S55	40	35.00	W			○	
43		管理棟（事務室）	S55	40	51.84	W		○		
44		宿舎（あざれ）	H12	19	20.25	W		○		
45		宿舎（けん）	H12	19	20.25	W		○		
46		宿舎（くぼてん）	H12	19	20.25	W		○		
47		宿舎（きょうこ）	H12	19	20.25	W		○		
48		宿舎（こまどり）	H13	18	50.00	W		○		
49		座主坊休憩地	四阿（座主坊園地）	H16	15	20.00	W			○
50			便所（座主坊園地）	H16	15	29.18	W		○	
51		玄海国定公園（渡半島）	便所（第1駐車場トイレ多目的除く）	S57	37	30.21	RC	○		
52			四阿（ため池横）	S59	35	28.88	W			○
53	四阿（園地内）		S61	33	16.20	W			○	
54	便所（ファイヤーサークル奥）		S63	32	33.00	RC	○			
55	炊事棟（サンタリー棟横）		S63	32	38.10	W			○	
56	管理棟		S63	31	108.30	W		○		
57	炊事棟（奥）		H1	30	38.10	W			○	
58	便所（奥駐車場側）		H1	30	29.40	RC	○			
59	四阿（第2駐車場）		H16	15	7.90	W			○	

表 対象施設一覧

建物 番号	施設名	建物名	建築 年	築年 数	延床 面積	構造	施設種別		
							建築	公園①	公園②
60	玄海国定公園（渡半島）	便所（多目的トイレ）	H16	15	5.52	W		○	
61		サニタリー棟	H17	14	37.95	W		○	
62	芥屋野営場	便所	S56	38	35.00	RC	○		
63		給食棟	S56	38	35.10	W			○
64		庁舎・事務所	S56	38	21.70	W		○	
65		便所	H9	22	34.50	RC	○		
66		給食棟	H9	22	28.50	W			○
67		宿舎	H21	10	9.72	W		○	
68		宿舎	H21	10	9.72	W		○	
69		宿舎	H21	10	9.72	W		○	
70		宿舎	H21	10	9.72	W		○	
71		宿舎	H21	10	9.72	W		○	
72		宿舎	H21	10	9.72	W		○	
73	宿舎	H21	10	9.72	W		○		
74	芥屋地区公園施設	便所	S44	50	54.10	RC	○		
75	九州自然歩道施設（夜須）	展望台（夜須）	S55	40	17.60	SRC			○
76	耶馬日田英彦山国定公園（添田）	別所駐車場便所	S47	47	56.00	RC	○		
77		英彦山山頂トイレ兼休憩所	S58	36	48.27	RC	○		
78		鷹巣原野営場便所（管理棟側）	S59	35	46.70	RC	○		
79		鷹巣原野営場炊事棟（2棟）	S60	34	116.60	W			○
80		鷹巣原野営場便所（上）	S61	33	35.30	RC	○		
81		鷹巣原野営場管理棟	S61	33	160.00	RC	○		
82		深倉園地便所	H1	30	18.92	RC	○		
83		深倉園地四阿（展望所登り口）	H2	29	6.25	W			○
84		深倉園地四阿（展望所）	H8	23	6.25	W			○
85		英彦山集団施設地区パーゴラ（別所駐車場2棟）	H16	15	35.47	W			○
86		英彦山集団施設地区便所（奉幣殿下）	H16	15	29.76	RC	○		
87		大型バンガロー（英彦山青年の家）	H17	14	28.00	W		○	
88		休憩所（英彦山青年の家）	H17	14	20.00	W			○
89		炊事棟（英彦山青年の家）	H18	13	87.00	W			○
90		ロッジ1号棟（鷹巣原野営場）	H18	13	78.51	W		○	
91		ロッジ2号棟（鷹巣原野営場）	H18	13	78.51	W		○	
92		バンガロー1（英彦山青年の家）	H18	13	9.72	W		○	
93		バンガロー2（英彦山青年の家）	H18	13	9.72	W		○	
94	バンガロー3（英彦山青年の家）	H18	13	9.72	W		○		

表 対象施設一覧

建物番号	施設名	建物名	建築年	築年数	延床面積	構造	施設種別		
							建築	公園①	公園②
95	耶馬日田英彦山国定公園（添田）	バンガロー4（英彦山青年の家）	H18	13	9.72	W		○	
96		バンガロー5（英彦山青年の家）	H18	13	9.72	W		○	
97		バンガロー6（英彦山青年の家）	H18	13	9.72	W		○	
98		バンガロー7（英彦山青年の家）	H18	13	9.72	W		○	
99		バンガロー8（英彦山青年の家）	H18	13	9.72	W		○	
100		バンガロー9（英彦山青年の家）	H18	13	9.72	W		○	
101		バンガロー10（英彦山青年の家）	H18	13	9.72	W		○	
102		バンガロー11（英彦山青年の家）	H18	13	9.72	W		○	
103		バンガロー事務室（英彦山青年の家）	H18	13	9.72	W		○	
104		便所（英彦山青年の家）	H18	13	34.59	W		○	
105		サニタリー棟（英彦山青年の家）	H18	13	48.20	W		○	
106		ロッジ3号棟（鷹巣原野営場）	H18	13	78.51	W		○	
107		深倉園地四阿（下流）	H2	29	6.25	W			○
108		深倉園地四阿（上流）	H2	29	6.25	W			○
109		英彦山集団施設地区便所（神宮下）	H17	14	21.12	RC	○		
110		英彦山集団施設地区便所（豊前坊）	H20	12	28.86	RC	○		
111	九州自然歩道施設（勝山）	仲哀路傍休憩所	S55	39	17.60	RC			○
112	牧ノ原野営場	炊事棟（牧ノ原野営場）	H21	10	37.50	W			○
113		サニタリー棟（牧ノ原野営場）	H21	10	52.20	RC	○		

※築年数が古いほど濃い赤色、新しいほど濃い緑のグラデーションで色分けしています。

(2) 計画期間

計画期間は、令和8年度までとします。

第2章 優先順位の考え方

(1) 建築物における優先順位

健全度調査を実施し、総合健全度の判定とともに、以下の優先順位をもって対策を行います。

- ・施設の安全安心の確保のため、直接的被害につながるような外壁落下対策等
- ・建築物としての機能を維持するための屋根防水、電気設備、機械設備等

(2) 公園施設における優先順位

健全度調査を実施し、総合健全度の判定にもとづき、施設の補修または更新の緊急度（高、中、低）を設定し、緊急度の高いものから優先して対策を行います。

表 緊急度の考え方

緊急度	年次計画の目安	条件と対策方針
高	2～5年以内	総合健全度がD、Cの中から最優先で修繕もしくは改築等を行うべき施設。設置年が古いほど優先度が高い。 危険な状態であり早急に使用禁止措置もしくは撤去を実施する。撤去後の新設・更新はできる限り早急に対応する。
中	5～10年以内	総合健全度のCの中から、優先して修繕・更新等を行う必要がない施設。 ※ただし、危険度や安全性等により「高」と同じレベルになる施設もある。
低	当面は必要なし	総合健全度A、Bの施設。 近々に修繕または改築を行う必要はなく、経過観察を行いながら通常通り利用が可能。

第3章 個別施設の状態等

(1) 建築物の状態

建築施設の健全度調査結果は以下のとおりです。

施設の評価として、A～Eの5段階で総合健全度の判定を行いました。

表 健全度調査による総合健全度（建築施設）

番号	施設名	施設名称	延床面積 (㎡)	構造	建築年 度	築 年数	総合 健全度
2	平尾台吹上峠公衆便所	吹上峠公衆便所	33.7	RC	H11	20	A
7	北九州国定公園(平尾台)	茶ヶ床園地公衆便所	32.0	RC	H20	13	A
12	志賀島国民休暇村	志賀島第4休憩所	50.0	RC	S55	41	C
13	志賀島国民休暇村	志賀島第3休憩所	51.0	RC	S55	41	C
14	"	志賀島トイレ1号	30.0	RC	H1	32	C
15	"	志賀島トイレ2号	40.8	RC	H4	29	D
17	"	志賀島トイレ4号	109.4	RC	H5	28	D
18	"	志賀島トイレ3号	35.0	RC	H7	26	C
27	耶馬日田英彦山国定公園(豊前)	求菩提休憩所	266.9	RC	S57	39	D
31	耶馬日田英彦山国定公園(豊前)	便所(かっこう上)	29.4	RC	H1	32	A
32	"	便所(一番上)	29.4	RC	H2	31	D
38	"	便所(管理棟上)	49.8	RC	H22	11	B
40	"	便所(求菩提駐車場)	31.6	RC	H29	4	B
51	玄海国定公園(渡半島)	便所(第1駐車場トイレ多目的除く)	30.2	RC	S57	39	B
54	"	便所(ファイヤーサークル奥)	33.0	RC	S63	33	C
58	"	便所(奥駐車場側)	29.4	RC	H1	32	C
62	芥屋野営場	便所	35.0	RC	S56	38	A
65	"	便所2号	34.5	RC	H9	22	C
74	芥屋地区公園施設	便所	54.1	RC	H8	23	C
76	耶馬日田英彦山国定公園(添田)	別所駐車場便所	56.0	RC	S47	49	C
77	"	英彦山山頂トイレ兼休憩所	48.3	RC	S58	38	C
78	"	鷹巣原野営場便所(管理棟側)	46.7	RC	S59	37	C
80	"	鷹巣原野営場便所(上)	35.3	RC	S61	35	C
81	"	鷹巣原野営場管理棟	160.0	RC	S61	35	C
82	"	深倉園地便所	18.9	RC	H1	32	B
86	"	英彦山集団施設地区便所(奉幣殿下)	29.8	RC	H16	17	B
109	"	英彦山集団施設地区便所(神宮下)	21.1	RC	H17	15	C
110	"	英彦山集団施設地区便所(豊前坊)	28.9	RC	H20	13	A
113	牧ノ原野営場	サニタリー棟(牧ノ原野営場)	52.2	RC	H21	12	B

表 総合健全度の区分

総合 健全度	評価内容
A	問題なし
B	日常点検次第では対策を検討
C	対策の検討(予算化の協議・検討)
D	対策が必要(予算化の実施)
E	緊急対策が必要

(2) 公園施設の状態

公園施設の健全度調査結果は以下のとおりです。

施設の評価として、A～Dの4段階で総合健全度の判定を行いました。

表 健全度調査による総合健全度（公園施設）

番号	施設名	施設名称	延床面積 (㎡)	構造	建築 年度	築 年数	総合 健全度
1	遠見ヶ鼻無料休憩所	便所・休憩所(遠見ヶ鼻)	75.7	W	H28	5	A
3	北九州国定公園(平尾台)	茶ヶ床園地四阿A	20.3	W	H20	13	B
4	北九州国定公園(平尾台)	茶ヶ床園地四阿B	20.3	W	H20	13	B
5	北九州国定公園(平尾台)	茶ヶ床園地四阿C	20.3	W	H20	13	B
6	北九州国定公園(平尾台)	茶ヶ床園地四阿D	20.3	W	H20	13	B
8	北九州国定公園(平尾台)	千貫岩駐車場四阿	9.0	W	H9	24	B
9	北九州国定公園(平尾台)	吹上峠駐車場四阿	9.0	W	H9	24	B
10	九州自然歩道(皿倉山～福智山コース)	荒宿荘	51.0	CB	S48	48	C
11	九州自然歩道(皿倉山～福智山コース)	福智山バイオトイレ	15.0	W	H18	15	C
16	志賀島国民休暇村	四阿(展望園地奥)	20.2	RC	H4	29	B
19	志賀島国民休暇村	志賀島第2休憩所	82.2	W	H12	21	B
20	志賀島国民休暇村	四阿(トイレ3号近く)	20.3	W	H20	13	B
21	志賀島国民休暇村	四阿(ゴーカート場内)	2.5	W	H19	14	B
22	志賀島国民休暇村	四阿(ピジターセンター横)	-	W	H6	27	B
23	志賀島国民休暇村	展望台(最南端)	21.6	RC	H5	28	B
24	志賀島国民休暇村	展望台(最北端)	19.6	RC	H4	29	B
25	耶馬日田英彦山国定公園(豊前)	管理棟横倉庫(求菩提野営場)	26.9	W	S55	41	B
26	耶馬日田英彦山国定公園(豊前)	炊事棟(くぼてん横)	35.1	W	S55	41	B
28	耶馬日田英彦山国定公園(豊前)	炊事棟(すまいる横)	38.1	W	S63	33	B
29	耶馬日田英彦山国定公園(豊前)	倉庫(きょうこ並び)	61.8	W	S63	33	B
30	耶馬日田英彦山国定公園(豊前)	炊事棟(やまびこ近く)	38.1	W	H1	32	B
33	耶馬日田英彦山国定公園(豊前)	宿舎(かっこう)	53.9	W	H14	19	C
34	耶馬日田英彦山国定公園(豊前)	宿舎(ほととぎす)	53.9	W	H14	19	C
35	耶馬日田英彦山国定公園(豊前)	宿舎(おおるり)	69.4	W	H15	18	C
36	耶馬日田英彦山国定公園(豊前)	四阿B(シャワー棟横)	20.0	W	H15	18	B
37	耶馬日田英彦山国定公園(豊前)	四阿A(きょうこ横)	12.0	W	H15	18	B
39	耶馬日田英彦山国定公園(豊前)	宿舎(すまいる)	67.7	W	H23	10	C
41	耶馬日田英彦山国定公園(豊前)	便所(犬ヶ岳駐車場)	26.0	W	H13	20	B
42	耶馬日田英彦山国定公園(豊前)	炊事棟(あざれ近く)	35.0	W	S55	41	C
43	耶馬日田英彦山国定公園(豊前)	管理棟(事務室)	51.8	W	S55	41	B
44	耶馬日田英彦山国定公園(豊前)	宿舎(あざれ)	20.3	W	H12	21	C
45	耶馬日田英彦山国定公園(豊前)	宿舎(けん)	20.3	W	H12	21	C
46	耶馬日田英彦山国定公園(豊前)	宿舎(くぼてん)	20.3	W	H12	21	C
47	耶馬日田英彦山国定公園(豊前)	宿舎(きょうこ)	20.3	W	H12	21	C
48	耶馬日田英彦山国定公園(豊前)	宿舎(こまどり)	50.0	W	H13	20	B
49	座主坊休憩地	四阿(座主坊園地)	20.0	W	H16	17	B
50	座主坊休憩地	便所(座主坊園地)	29.2	W	H16	17	B
52	玄海国定公園(渡半島)	四阿(ため池横)	28.9	W	S59	37	B
53	玄海国定公園(渡半島)	四阿(園地内)	16.2	W	S61	35	B
55	玄海国定公園(渡半島)	炊事棟(サニタリー棟横)	38.1	W	S63	33	B
56	玄海国定公園(渡半島)	管理棟	108.3	W	S63	33	C
57	玄海国定公園(渡半島)	炊事棟(奥)	38.1	W	H1	32	C
59	玄海国定公園(渡半島)	四阿(第2駐車場)	7.9	W	H16	17	B
60	玄海国定公園(渡半島)	便所(多目的トイレ)	5.5	W	H16	17	B
61	玄海国定公園(渡半島)	サニタリー棟	38.0	W	H17	16	C

表 健全度調査結果による総合健全度（公園施設）

番号	施設名	施設名称	延床面積 (㎡)	構造	建築 年度	築 年数	総合 健全度
63	芥屋野営場	給食棟	35.1	W	S56	38	C
64	芥屋野営場	庁舎・事務所	21.7	W	S56	38	B
66	芥屋野営場	給食棟	28.5	W	H9	22	B
67	芥屋野営場	宿舎	9.7	W	H21	10	A
68	芥屋野営場	宿舎	9.7	W	H21	10	A
69	芥屋野営場	宿舎	9.7	W	H21	10	A
70	芥屋野営場	宿舎	9.7	W	H21	10	A
71	芥屋野営場	宿舎	9.7	W	H21	10	A
72	芥屋野営場	宿舎	9.7	W	H21	10	A
73	芥屋野営場	宿舎	9.7	W	H21	10	A
75	九州自然歩道施設(夜須)	展望台(夜須)	17.6	SRC	S55	41	B
79	耶馬日田英彦山国定公園(添田)	鷹巣原野営場炊事棟(2棟)	116.6	W	S60	36	C
83	耶馬日田英彦山国定公園(添田)	深倉園地四阿(展望所登り口)	6.3	W	H2	31	B
84	耶馬日田英彦山国定公園(添田)	深倉園地四阿(展望所)	6.3	W	H8	25	B
85	耶馬日田英彦山国定公園(添田)	英彦山集団施設地区パーゴラ(別所駐車場2棟)	35.5	W	H16	17	B
87	耶馬日田英彦山国定公園(添田)	大型バンガロー(英彦山青年の家)	28.0	W	H17	16	B
88	耶馬日田英彦山国定公園(添田)	休憩所(英彦山青年の家)	20.0	W	H17	16	B
89	耶馬日田英彦山国定公園(添田)	炊事棟(英彦山青年の家)	87.0	W	H18	15	B
90	耶馬日田英彦山国定公園(添田)	ロッジ1号棟(鷹巣原野営場)	78.5	W	H18	15	B
91	耶馬日田英彦山国定公園(添田)	ロッジ2号棟(鷹巣原野営場)	78.5	W	H18	15	B
92	耶馬日田英彦山国定公園(添田)	バンガロー1(英彦山青年の家)	9.7	W	H18	15	C
93	耶馬日田英彦山国定公園(添田)	バンガロー2(英彦山青年の家)	9.7	W	H18	15	B
94	耶馬日田英彦山国定公園(添田)	バンガロー3(英彦山青年の家)	9.7	W	H18	15	C
95	耶馬日田英彦山国定公園(添田)	バンガロー4(英彦山青年の家)	9.7	W	H18	15	B
96	耶馬日田英彦山国定公園(添田)	バンガロー5(英彦山青年の家)	9.7	W	H18	15	C
97	耶馬日田英彦山国定公園(添田)	バンガロー6(英彦山青年の家)	9.7	W	H18	15	B
98	耶馬日田英彦山国定公園(添田)	バンガロー7(英彦山青年の家)	9.7	W	H18	15	B
99	耶馬日田英彦山国定公園(添田)	バンガロー8(英彦山青年の家)	9.7	W	H18	15	B
100	耶馬日田英彦山国定公園(添田)	バンガロー9(英彦山青年の家)	9.7	W	H18	15	B
101	耶馬日田英彦山国定公園(添田)	バンガロー10(英彦山青年の家)	9.7	W	H18	15	B
102	耶馬日田英彦山国定公園(添田)	バンガロー11(英彦山青年の家)	9.7	W	H18	15	C
103	耶馬日田英彦山国定公園(添田)	バンガロー事務室(英彦山青年の家)	9.7	W	H18	15	B
104	耶馬日田英彦山国定公園(添田)	便所(英彦山青年の家)	34.6	W	H18	15	D
105	耶馬日田英彦山国定公園(添田)	サニタリー棟(英彦山青年の家)	48.2	W	H18	15	B
106	耶馬日田英彦山国定公園(添田)	ロッジ3号棟(鷹巣原野営場)	78.5	W	H18	15	B
107	耶馬日田英彦山国定公園(添田)	深倉園地四阿(下流)	6.3	W	H2	31	B
108	耶馬日田英彦山国定公園(添田)	深倉園地四阿(上流)	6.3	W	H2	31	C
111	九州自然歩道施設(勝山)	仲哀路傍休憩所	17.6	RC	S55	41	C
112	牧ノ原野営場	炊事棟(牧之原野営場)	37.5	W	H21	12	B

表 総合健全度の区分

総合 健全度	評価内容
A	問題なし
B	日常点検次第では対策を検討
C	対策の検討を行う
D	早期の対策が必要

(3) 建築物の目標耐用年数

本計画における建築施設は鉄筋コンクリート施設であり、その目標耐用年数は、「福岡県公共施設等総合管理計画」において、庁舎等の目標耐用年数として示されている65年に合わせるものとします。

(4) 公園施設の目標耐用年数

公園施設の目標耐用年数（使用見込み期間）については、「自然公園施設長寿命化計画策定指針」（環境省）に基づいて、以下の通りに設定します。

表 使用見込み期間

施設分類	事後保全型管理における使用見込み期間	予防保全型管理における使用見込み期間
処分制限期間が20年未満の施設	処分制限期間の1倍	処分制限期間 × 1.8倍
処分制限期間が20年以上～40年未満の施設	処分制限期間の1倍	処分制限期間 × 1.5倍
処分制限期間が40年以上の施設	処分制限期間の1倍	処分制限期間 × 1.2倍

出典：自然公園施設長寿命化計画策定指針 環境省自然環境局自然環境整備課

表 対象施設の目標耐用年数

施設名	処分制限期間	事後保全型管理	予防保全型管理	目標耐用年数
四阿（木製）	22年	22年	33年	33年
トイレ躯体（木製）	24年	24年	36年	36年
トイレ設備（給排水・衛生設備）	15年	15年	27年	27年
管理事務所等建物（木製）	24年	24年	36年	36年
展望台（RC）	45年	45年	54年	54年

※：炊事棟は壁が無い木造の構造が一般的であるため、四阿（木製）の処分制限期間を準用する

※：展望台（RC）は、陸上競技場スタンド（RC）の処分制限期間を準用する

第4章 対策の内容等

(1) 改修・更新について

本計画では、保有する施設を長期利用することを目的とし、従来の対症療法的な事後保全から予防保全に切り替えることを基本とします。

しかしながら、本計画の対象施設は、比較的、小規模な施設であり、不具合が発生しても比較的迅速に対応が可能であり、全てを予防保全とするより、予防保全と事後保全を併用する方が、経済的かつ効率的な施設管理を行うことができ、施設の長期利用に対する管理に適しています。従って、下表に示すとおり区分で予防保全と事後保全を併用した施設管理を行います。

表 予防保全と事後保全の区分例（建築施設）

改修工事	区 分 理 由	予 防 保 全	事 後 保 全
屋根防水全面改修	部位の耐用年数を考慮し計画的に改修を実施	○	
外壁の全面改修	部位の耐用年数を考慮し計画的に改修を実施	○	
ひび割れ・爆裂等の修繕	施設の安全性に関わる場合は迅速対応		○
建具の修繕・更新	日常点検・診断による不具合発見時の対応		○
天井・壁・床	日常点検・診断による不具合発見時の対応		○
受変電設備の更新	設備機器の耐用年数を考慮し計画的に更新	○	
その他の各種設備の更新	日常点検・診断による不具合発見時の対応		○

公園施設に対しては、下表に示す対応を適切に選択したうえで実施します。

表 公園施設の対策

維持管理	内 容	予 防 保 全	事 後 保 全	
更 新	施設を撤去し、新たに設置する	○	○	
修 繕	経年劣化等により機能が低下した施設を、新築当初のレベルまで回復させる修繕を計画的に実施	○		
健全度調査	現地において、施設の主要部材及び消耗材などの他、部材の劣化や損傷の状況を目視等により定期的に確認	○		
維持保全	補 修	部分的に機能が低下した施設に、実用上支障のないレベルまで機能を回復させる対応	○	○
	消耗材交換	施設の消耗材を定期的に交換	○	○
	その他	公園施設の日常的な維持管理としての清掃・保守等	○	○

(2) 対策の内容等

以上の結果、計画期間内の取組みは以下のとおりとなりますが、取組みの進捗状況等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うことがあります。

(百万円)

区分	実施時期			計
	令和2～3年度	令和4～5年度	令和6～8年度	
建築物	18	72	15	105
公園施設	12	3	17	32
計	30	75	32	137

※実際の子算や事業費等とは異なります。

第5章 長寿命化のための基本方針

(1) 巡視・平時点検

公園職員が、主として目視、触診などにより、施設の変形や異常の有無を調べるために行うこととします。

日常点検においては、構造部材についてはぐらつきや、腐食・腐朽が進みやすい基礎部分の状態などに、また、消耗部材については、部材の脱落・消失、破損がないか、変形や磨耗の有無、度合いなどに、着眼して行い、その結果を記録します。

変形及び異常を発見し、安全性に関する懸念がある場合には、直ちに施設の一部又は全体の使用中止の措置を講ずるとともに、健全度調査を実施し長寿命化の対策を検討することとします。

(2) 健全度調査

5年に1回の健全度調査を行うこととします。

その健全度調査の結果は適切に記録して、施設の劣化状況の時系列における変化が確認できるように保ち、早期の対策を検討することができる体制とします。